



Kumamoto City

News Release

令和7年（2025年）1月16日

資源物等持去り行為者の告発について

本日、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）第12条の2第4項の規定に基づく熊本市長の収集・運搬禁止命令に違反した資源物等持去り行為者を、熊本中央警察署に告発したのでお知らせします。

なお、熊本中央警察署において、本日、同人を条例違反により現行犯逮捕しています。条例違反での告発は、令和6年度1件目（通算13件目）となります。

1 被告発人

熊本市内居住の男性（年齢59歳）

2 告発事実（概要）

被告発人は、令和7年（2025年）1月16日午前8時28分頃、熊本市中央区九品寺6丁目の収集場所（ごみステーション）から、資源物である缶等を収集し、熊本市長の禁止命令に違反したものである。

3 過去の指導等の状況

（1）勧告書交付 2回

（2）収集・運搬禁止命令書交付 1回

【お問い合わせ先】

事業ごみ対策課：096-328-2362

課長：菅本 康博

担当：松田 洋昌